

離婚届の記入例（裁判離婚の場合）

離婚届

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日
 送付 令和 年 月 日
 第 号 第 号 長印

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票附 票 住民票 通知

届出する年月日を記入してください。
 令和 年 月 日届出

加西市 長 殿

氏名 (フリガナ)	夫 カサイ タロウ	妻 カサイ ハナコ
氏名	加西 太郎	加西 花子
生年月日	平成 2 年 2 月 10 日	平成 5 年 7 月 29 日
住所	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地の1	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地の1
本籍	兵庫県加西市北条町横尾1000番地	
筆頭者の氏名	加西 太郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 加西 一郎	妻の父 兵庫 二郎
父母との続き柄	長男	二女
養父母の氏名	横尾 春子	兵庫 夏子
養父母との続き柄	長男	二女
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input checked="" type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input checked="" type="checkbox"/> 審判 令和 8 年 3 月 2 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 兵庫県加西市北条町栗田66番地 筆頭者の氏名 加西 花子	
未成年の子の氏名	加西 桜子	
親権者の指定を定める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚で親権者の定めをした場合相違なければ、それぞれが図のようしるしをつけてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、意思に基づいて合意した。 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、意思に基づいて合意した。	

離婚の際、未成年の子がいるときは、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。なお、この届出では、子の戸籍を移動しません。子の戸籍を移動するためには、家庭裁判所の許可を取得した上で、「入籍届」を提出してください。

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別に住所の異動届が必要です。

届出時点で同居されている方は、空白で結構です。

申立人の署名が必要です。

調停離婚などの裁判離婚の場合、証人欄は不要です。

同居の期間 平成24 年 4 月から 年 月 日まで

別居する前の住所 番地 番号

別居する前の世帯のおもな仕事と
 1 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つ世帯
 2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
 3 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が9人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
 4 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
 5 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
 6 仕事をしている者のいない世帯
 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出するときだけ書いてください)

夫婦の職業 夫の職業 妻の職業

その他

届出人署名 夫 加西 太郎 印 妻

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名 (※押印は任意) 年 月 日 年 月 日

住所

婚姻で氏に変更になった人は離婚後の氏や戸籍を次から選んでください。

- 元の氏に戻る
 ※子の戸籍の移動を予定されておられる方は、「自分の新しい戸籍をつくる」がおすすめです。
 親の戸籍(婚姻前の戸籍)に戻る「もとの戸籍にもどる」にチェックし、婚姻前の本籍及び筆頭者を記入してください。
- 自分で新戸籍をつくる
 「新しい戸籍をつくる」にチェックし、新本籍及び筆頭者を記入してください。(左の例になります)
- 引き続き今までの氏を使う場合は、空欄のままです。
 別紙「戸籍法77条の2」の届を離婚届と同時に提出してください。

未成年の子がいる場合は、次の口にあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
 取り決めている まだ決めていない

(親子交流)
 取り決めている まだ決めていない

経済的に自立していない子(大学生等を含む)
 取り決めている まだ決めていない

届出時点で同居されている方は、空白で結構です。

申立人の署名が必要です。

調停離婚などの裁判離婚の場合、証人欄は不要です。

- お持ちいただくもの**
- ① 離婚届
 - ② 裁判所からの書類
 調停離婚: 調停調書の謄本
 審判離婚: 審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚: 和解調書の謄本
 認諾離婚: 認諾調書の謄本
 判決離婚: 判決書の謄本と確定証明書
 - ③ 窓口に来庁される届出人のマイナンバーカード・運転免許証・パスポート等
 ※本人確認のため
- ◎届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。
- ※氏に変更がある場合、住民登録をしている市区町村役場に次のものをお持ちください。
 ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
 ・国民健康保険資格確認書等(加入者のみ)
- ※住所を変更される方は、別に住所変更の届出が必要です

◎ 未成年の子がいる場合は、どちらもチェックが必ず必要です。

住所を定めた年月日

夫	年 月 日
妻	年 月 日

連絡先 電話 080 (4321) 1234
 自宅・勤務先 [携帯]

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

事件簿番号